

令和2年度旭川市農業委員会第10回定例農地部会議事録

- 1 開催日 令和3年1月25日（月曜日）
- 2 開催時間 午後1時30分開会 午後1時45分閉会
- 3 開催場所 旭川市9条通9丁目 旭川市職員会館3階 6号室
- 4 出席委員 19名

1番・北原 浩美	2番・鹿野 直子	3番・柿木 和恵	4番・佐藤 慎二
5番・秦 真一	6番・外川 守	7番・湯浅 光二	8番・高倉 伸淳
9番・松木 一幸	10番・宮嶋 睦子	11番・平 克洋	12番・鷺尾 勲
13番・浅沼 博実	14番・只石 博幸	15番・一宮 敏昭	16番・清水 利秋
17番・石尾 卓也	18番・山田 孝	19番・滝川 岳雪	
- 5 欠席委員 なし
- 6 事務局職員 津村事務局長 小浜事務局次長 大谷農地係長
澤口農地係主査 北田農地係主査 長根農地係主任
荒農地係主任
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録署名委員 11番・平 克洋 12番・鷺尾 勲
- 9 議事内容
 - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
 - (3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第16条の規定による通知について
 - (4) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - (5) 報告第2号 農地法第18条の規定による通知について
 - (6) 報告第3号 あっせん候補者の登録について
 - (7) 報告第4号 令和2年農地の賃借料情報の作成及び公表について

10 議事録本紙

○議長（山田 孝） ただいまから、令和2年度の旭川市農業委員会第10回定例農地部会を開会いたします。

本日の出席委員は全員19名でありますので、部会規則第8条の規定に基づき、本会は成立しております。

○議長（山田 孝） 本日の議事録署名委員を指名いたします。

議席番号11番平委員、議席番号12番鷺尾委員の両委員を指名いたしますので、よろしくをお願いします。

また、議事についての発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。

○議長（山田 孝） それでは、議事に入ります。

日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局から説明願います。

○事務局（澤口 主査）

事務局。

日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案の該当ページは1ページから5ページでございます。

御審議いただく全体の件数は、所有権移転が東鷹栖地区で2件、東旭川地区で2件の計4件、使用貸借権設定が東鷹栖地区で4件、合計8件でございます。

番号1番及び2番につきましては、譲受人の耕作地内の国有財産地を買い受ける案件です。

番号3番及び4番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却する案件です。

番号5番ないし8番につきましては、貸主の経営移譲に伴い、所有する農地を後継者である借主に貸し付ける案件です。

いずれも、議案補足資料1ページないし8ページにあります農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第1号について、御審議を願います。

御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） なしということですので、議案第1号について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第2議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。
事務局より説明願います。

○事務局（北田 主査） 事務局。
日程第2議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。議案の該当ページは7ページから20ページでございます。
御審議いただく全体の件数は、所有権移転が2件、賃貸借権の設定が24件の合計26件です。
地区別の内訳でございますが、所有権移転の2件は、東旭川地区1件、西神楽地区1件となっております。
賃貸借権設定の24件につきましては、西神楽地区1件、東鷹栖地区6件、永山地区3件、東旭川地区14件となっております。
集積面積は、所有権移転が8.8ha、賃貸借権の設定が64.0ha、合計72.8haでございます。
続きまして、内容の御説明をいたします。
所有権移転の番号1番及び2番につきましては、農地移動適正化あっせん事業による売買でございます。
賃貸借権設定の24件の内容別の内訳につきましては、農地保有合理化事業による貸付が1件、期間満了による再設定が1件、借主変更が15件、新規設定が5件、解約再設定が2件でございます。
これらの計画は、いずれも旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしていると認められます。
なお、番号19番につきましては、一時利用地としての仮地番及び従前の土地としての従前地番を併記しております。
仮地番は基盤整備事業の受益地に事業主体である北海道から公的に指定されているものであり、基盤整備事業期間中に受益地に係る権利設定が行われる場合、仮地番を使用することとしております。
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第2号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

- 議長（山田 孝） ありませんということですので、議案第2号について「異議なし」と認め、計画を決定いたします。
- 議長（山田 孝） 続きますで、日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による通知について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。
- 事務局（澤口主査） 事務局。
日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による通知について」を御説明いたします。議案の該当ページは21ページでございます。
本件は買入協議実施の通知に係るものであります。
買入協議の対象となる土地については、所有者からあっせんの申出があり、議案右側にあります調整年月日の日付で譲受予定者への利用関係の調整を行いましたが、売買予定時期の不一致のため、不成立となりました。
しかしながら、当該農地は集団的な農地であり、地区で選考した譲受予定者以外に買い受ける意向はなく、かつ、その者が一定期間賃貸借後の買受を希望しており、地区の農地集積を図るためには、北海道農業公社が実施する農地保有合理化事業による買入が必要と利用関係調整会議で判断されたことから、北海道農業公社と申出者に対して、買入協議を実施する旨の通知を行うことの審議を求めるものでございます。
なお、今後の手続につきましては、北海道農業公社及び申出者に対して、買入協議実施の通知を行うとともに、土地所有者は買入協議の通知から3週間は対象地の譲渡制限が課せられ、その間に買入協議が行われることになります。
買入協議が成立した場合、今後の農地部会におきまして、土地所有者から北海道農業公社への所有権移転に関する審議を行い、決定されれば、農用地利用集積計画の公告を経て、所有権移転登記手続きを行うこととなります。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、議案第3号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（山田 孝） ありませんということですので、議案第3号について「異議なし」と認め、通知することに決定をいたします。
-
- 議長（山田 孝） 引き続き、報告案件について進めてまいります。
日程第4報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」で

すが、これにつきましては、既に専決処理したものでありますので御報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（澤口主査）

事務局。

日程第4報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を御説明いたします。議案の該当ページは23ページから32ページでございます。

本件につきましては合計15件の届出があり、地区ごとの内訳としましては、東鷹栖地区で1件、永山地区で1件、江神地区で1件、西神楽地区で1件、東旭川地区で11件となっております。

届出の内訳としましては全件が相続による所有権の取得でございます。

これらにつきましては、旭川市農業委員会事務局規程第7条に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝）

ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員

（意見なし。）

○議長（山田 孝）

なしということですので、報告第1号を終わります。

○議長（山田 孝）

次に日程第5報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので御報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（北田主査）

事務局。

日程第5報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」を御説明いたします。議案の該当ページは33ページから39ページでございます。

本件につきましては、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、東鷹栖地区で6件、永山地区で1件、江神地区で1件、東旭川地区で10件の合計18件ございました。

なお、番号14番は4筆全てが現況非農地であります。農地法第3条の規定により、平成24年12月に設定された賃貸借権が法定自動更新されていたことから、これを解除するための手続きであります。

これらにつきましては、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき、農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） なしということですので、報告第2号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に日程第6報告第3号「あっせん候補者の登録について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので御報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（澤口 主査） 事務局。

日程第6報告第3号「あっせん候補者の登録について」を御説明いたします。議案の41ページを御覧ください。

本件につきましては、東鷹栖地区で1件、西神楽地区案件により美瑛町で1件、東旭川地区で2件の申出があり、議案にあります名簿登録年月日の日付で登録を行いました。

これらにつきまして、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき、農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） 発言がありませんので、報告第3号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に日程第7報告第4号「令和2年農地の賃借料情報の作成及び公表について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（大谷 係長） 事務局。

日程第7報告第4号「令和2年農地の賃借料情報の作成及び公表について」を御説明いたします。議案の43ページ及び議案補足資料の9ページを御覧ください。

農地法第52条及び旭川市農業委員会農地の賃借料情報提供実施要領の規定に基づき、令和2年1月1日から令和2年12月31日までに締結された賃貸借契約を集約し、市内5地区を8区域に分けた田及び市内全域での畑の1年間の平均額、最高額、最低額を議案43ページのとおり算出いたしました。

算出した結果は本年1月18日に議案補足資料9ページのとおり、インターネットで公表したほか、今後、賃貸借契約が行われる際に参考として周知を図っていくこととしております。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） 発言がありませんので、報告第4号を終わります。

○議長（山田 孝） 以上で、本日の提出案件審議は全て終了いたしました。
これをもちまして、令和2年度旭川市農業委員会第10回定例農地部会を閉会いたします。